



- 7 会議次第
- 1 開 会
  - 2 副市長あいさつ
  - 3 議題  
    委員長の選出について
  - 4 報告事項  
    (1) 令和6年君津市消防出初式について  
    (2) 令和5年度主要事業の進捗状況について  
    (3) 君津市消防団組織再編の現状について  
    (4) その他
  - 5 閉 会

8 公開又は非公開別            公開

9 傍聴者    なし            (定員6名)

副市長あいさつ

(事務局)

それでは早速ですが会議に入りたいと思います。

議長につきましては君津市消防委員会条例第4条3項より議長を根岸職務代理人をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(根岸委員)

それでは議長を務めさせていただきます。本日の会議が円滑に進行できるよう皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席者は15名のうち11名で委員会条例第7条第2項に定める定数の半分に達しておりますので会議が成立しますことをご報告します。

次に委員長を選出いたします。まず選出の方法についてお諮りいたします。

(小川委員)

従前より委員長の選出につきましては、議会選出委員で選考しております。今回もこちらの方法で選出させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(根岸委員)

他にないようでしたらこちらの選出方法でよろしいかお諮りいたします。賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数と認めます、それでは委員長選出をいただく協議を別室にてお願いいたします。

～ 委員長選考 ～

(根岸委員)

それでは会議を再開します。選考結果を発表していただきたいと思います。

(鈴木委員)

選考の結果、保坂委員を委員長に推薦したいと思います。

(根岸委員)

選考結果を発表していただきましたが、保坂委員が委員長に推薦されました。

皆さんにお諮りします。保坂委員を委員長に決定します。賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手全員ということで、保坂委員を委員長として決定します。

それでは私の議長の命を解かせていただきます。

(事務局)

根岸職務代理者ありがとうございました。

新委員長が決定しましたので、保坂委員長にご挨拶をいただきます。  
保坂委員長よろしくをお願いいたします。

(保坂委員長)

改めましてこんにちは。皆さんの推薦をいただいて委員長を務めさせていただくことになりました。皆さんよろしくお願い申し上げます。

君津消防ですが、5年前の台風、コロナ禍等さまざまなことをしっかりやっ  
ていただいております。

消防職員の皆様には市民の生活、安全を守るために日々活動されていること  
に深く感謝申し上げます。

消防団の皆様については、市民の安全を守るために今後ともご尽力いた  
きたいです。我々も暖かい目で見たいと思います。

これにて挨拶を終わりにします。どうぞ、よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは会議に入りたいと思います。議長は保坂委員長お願いしたいと思  
います。委員長よろしくをお願いいたします。

(保坂委員長)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

早速ですが報告事項に入らせていただきます。

(1) 令和6年君津市消防出初式について安田次長より説明をお願いします。

(安田次長)

消防本部次長の安田と申します。それでは報告事項(1) 令和6年君津市消防出初式についてご説明します。資料の3ページを御覧ください。

本市の消防出初式については、令和3、4年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止、3年ぶりの開催となりました令和5年出初式は、君津市民文化ホール大ホールにて式典のみ開催いたしました。令和6年の出初式は殉職者への黙祷、表彰、感謝状贈呈などを屋内で行い、訓練などの披露を屋外駐車場で行う2部構成となる予定でございます。

1部の屋内で行う式典の開催は令和5年度と同様の内容の予定でございますが、2部の訓練披露につきましては、消防車両の行進、第一支団による停止間の中隊訓練のほか、第三、四、五支団より1個分団が参集し、消火戦術訓練を披露します。最後に消防団と消防署合同による一斉放水を実施する予定となっております。

また、開催規模はコロナ禍前と同程度として実施する予定です。

なお、資料5ページに近隣3市の開催状況を掲載しております。出初式の報告については以上でございます。

(保坂委員長)

ありがとうございました。説明が終わりましたので何か質疑のある方いらっしゃいますか。

(鶴岡委員)

来年の出初式の2部は外で行うそうですが、その経緯というのは通常に戻そうという思いなのか、また新たな取り組みとしてやっていきたいものなのか、その点をお伺いいたします。

(安田次長)

まず、2部構成で実施するという点について、開始時間などを職団員の負担軽減を考慮し、新たな取り組みとしては、2部の駐車場で訓練披露につきまして消防団の消火戦術の披露を今回取り入れました。

そうしたことで全体を2部構成にして、新たな形で消防出初式を今後も進めていきたいという思いでございます。

(鶴岡委員)

わかりました。今回1部、2部制ということですが、両方出席する方がいると思うので、着替える部屋を確保してください。外で着替えさせることのないようお願いします。

(監物消防長)

消防長の監物と申します。今のところ1部はその中だけで参加してもらう部隊を考えており、2部で中隊訓練を行う部隊は1部が行われている間に訓練のリハーサルをできるような体制を考えています。

1部の間は車両部隊と訓練部隊は外で待機ということになります。1部と2部の参加者は分けて考えていて、着替えることはないということでご承知ください。

(保坂委員長)

他にございませんか。根岸委員どうぞ。

(根岸委員)

消防出初式の報告を受けて内容を聞かせていただきましたが、消防団とは地域に散らばった地元根差した消防力であって、消防署との違いは人員の数であると認識しています。その中で団員の負担軽減という言葉が広がり、訓練に参加することをあまり強要しない風潮になっていますが、それを容認していくと分団長や支団長の人員の動員力が弱体化してしまうと思います。団員の負担軽減を重点に置いて訓練内容を決めるのは如何なものでしょうか。

ご意見をお聞かせください。

(監物消防長)

お答えいたします。確かに負担軽減が要因で消防団員の消防力の低下が騒がれています。負担軽減をしながらも指導しなくてはいけない、そして消防団員の消防力を低下させてはならないことを同時に見据えながら消防本部としては消防団について取り組んでいきたいと思っております。

(保坂委員長)

他にございませんか。

なければこの質疑は終了します。

次に令和5年度主要事業の進捗について事務局、安田次長お願いします。

(安田次長)

それでは令和5年度主要事業の進捗についてご説明します。

まず、最初に消防自動車購入事業、災害対応特殊水槽付き消防ポンプ自動車についてご説明します。

近年多様化している各種災害に対応するため、特殊水槽付き消防ポンプ自動車を更新し、消防力の充実強化を図るものでございます。

進捗状況としましては、本年令和5年6月14日に同自動車に係る入札を実施、株式会社モリタが落札し、6月21日に契約を締結いたしました。契約金額は72,832,760円で納期は令和6年3月27日となっております。

現在、ポンプ配管等の艤装部分を製作中です。

また、中間検査を11月27日に予定しております。自動車の仕様につきましては5.5トン級の低床シャーシ、総排気量5,000ccのディーゼルエンジン、4輪駆動方式で水槽容量1,500リットル以上、ホース延長用機材救急資材、電動油圧救助器具等を装備している車両となります。

続きまして、消防団施設整備事業、消防団第38分団機庫新築工事についてご説明します。

消防団第38分団につきましては、令和3年4月1日に実施した消防団組織再編により旧37分団、旧38分団を新38分団に再編しました。この新38分団の機庫について、再編後の分団管轄区域の中心部に位置する松丘スポーツ広場の一部を活用して新たに機庫を新築し、地域防災力の強化を図るものです。

構造としては木造2階建て、床面積33.12平米、延べ床面積66.24㎡です。

進捗の状況といたしましては、令和5年8月9日に一般競争入札を実施し、落札いたしました株式会社陽光と8月14日に契約締結し、建築工事を進めてまいりました。契約金額は30,726,000円です。工期は令和5年11月30日となります。11月の上旬現在で建物部分は外壁まで完成しております。今後、残りの建築工事部分と敷地の舗装及びフェンスの設置等を施工する予定であります。

なお、完成後の旧37分団、旧38分団機庫については老朽化が著しいことから解体することを予定しております。

続きまして、消防水利整備事業についてご説明します。耐震性貯水槽100㎡型設置工事につきましては、現在整備中の仮称清和地区拠点整備の敷地内に大地震発生時の消防水利及び避難場所に指定されている施設への生活用水へも活用できる耐震性貯水槽100㎡型を設置し、清和地区における消防力の充実強化を図るものです。

仕様等につきましては、縦円筒型耐震性貯水槽 100 m<sup>3</sup>地下埋設型です。寸法は高さ 4.2メートル、直径 6.2メートルのものです。

進捗状況ですが、令和5年6月7日に一般競争入札を実施し、6月12日に有限会社奥村工業と契約を結び、工事を進めてまいりました。契約額は19,767,000円で工期は令和5年11月30日までとなっております。11月中旬現在で本体の設置及び配管が完成しております。今後は周囲の敷地を整備していく予定です。

続きまして、11ページを御覧ください。次に消防自動車購入事業 はしご付き消防自動車の購入となります。現在のはしご付き消防自動車は平成5年10月に消防署本署へ配備になり、それから30年が経過し老朽化したはしご付き消防自動車を更新し、消防力の強化を図ろうとするものです。

仕様につきましては、総排気量8,000cc以上、乗車定員6名オートマチック式、はしご規格地上高40メートル以上、バスケット許容積載質量400キロ、リフター許容積載質量300キロ、最大放水量2,000リットルが主な内容です。

進捗状況は、令和5年11月2日に一般競争入札を実施し、株式会社モリタが落札し仮契約を行いました。仮契約金額は244,088,895円です。納期は令和6年9月30日となっております。今後12月の第4回定例会にて、製造請負契約の締結に向けて議会の議決を求めていくものです。

続きまして、消防団機庫整備事業、消防団第10分団機庫解体工事についてです。第10分団につきましては、令和4年度に機庫の改築を行い、旧機庫につきましては、昭和56年3月に建築され42年が経過しており、老朽化が著しいことから早期に解体をすることが必要とされています。

この解体の進捗状況ですが、令和5年10月19日に一般競争入札を実施しましたが、入札の参加申し込みのあった3社が辞退したことから入札が不調となりました。今後、工事請負業者の参加資格の範囲を広げ入札を行う予定となっております。事業費ですが4,261,000円で、11月下旬に再度入札を行い、令和6年3月を目途に解体完了を目指しております。

以上、令和5年度主要事業の進捗状況の説明となります。

(保坂委員長)

ありがとうございました。資料2から資料6まで説明していただきました。何か意見のある方、挙手をお願いいたします。

(小川委員)

お尋ねします。資料の4ページで消防水利が生活用水に使えるということですが、そこら辺の水質管理はどうなっていますか？

(安田次長)

お答えいたします。生活用水に使えるということをお話ししましたが、飲み水に使うものではなく日常生活で使える水でございます。

(小川委員)

飲料水ではないのですね。

(安田次長)

はい。

(保坂委員長)

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(鳥井委員)

前の質問と関連して、清和地区旧秋元小学校の敷地内へ新たな貯水槽を設置するにあたり既存の消火栓は残すのですか？

(安田次長)

今回の耐震型貯水槽設置につきまして、防火水槽がございましたが、清和地区拠点整備事業の中で道路改良に伴いまして撤去されることになりました。それに伴い、新たに最新型の水利を併設します。

既存の消火栓につきましては残します。

(保坂委員長)

他にございませんか。鶴岡委員どうぞ。

(鶴岡委員)

この特殊水槽付き消防ポンプ自動車ですが、何年で更新する予定なのか教えてください。そして資料4の消防団機庫ですが、今後進めていく機庫の新築、解体について消防本部としての予算組みなど、どういう方向性をもってやっていくのかお聞かせください。

(監物消防長)

私の方から消防車両の更新についてお答えいたします。大型車両については購入後から22年、化学車は17年、救急車は10年が目安となっています。その他の消防車両については購入後17年が更新の目安となっております。



(安田次長)

私の方からは機庫の整備についてお答えいたします。消防団機庫の整備につきまして消防本部といたしましては、現在進めているのは旧耐震基準の機庫を最優先に建て替えを考えております。

旧耐震基準のものは残り3棟となっているので、それを最優先に行っていく予定です。そして消防団の再編も並行して進んでいるので、その進捗状況を視野に入れて計画を立てていきたいと思っております。

(鶴岡委員)

年に1棟とこれからの具体的な計画はどうなっていますか。

(安田次長)

年1棟という数字ですが、まず優先されるのは旧耐震基準のものです。ただ再編の流れもあり再編の進み具合ということになりますので、それを見極めながら実施していきたいと思っております。

年1棟ずつやっていければよいですが、必ずしもそうできない場合もありますので、適宜進めていきます。

(鶴岡委員)

消防機庫が旧式の耐震基準であり危険性がありますので、予算付けを目標にしてもらってよいと私個人の意見では思います。

しっかり予算要望してもらってできるようにしてください。

(保坂委員長)

他にございませんか。竹内委員、お願いします。

(竹内委員)

消防団第38分団機庫新築工事について、第37、38分団の旧機庫を解体する予定になっていると思いますが、この地域の消火栓マップの水利の本管が細いので、旧37、38分団機庫の跡地に60トンクラスの貯水槽を設置することを検討してみたいかでしょうか。

(安田次長)

お答えいたします。旧37、38分団機庫でございますが、この2つの機庫の敷地につきましては借地をしております。消防本部としましては新しい機庫ができましたら、旧37、38分団機庫は解体して土地を所有者にお返しすることを念頭に進めております。

(保坂委員長)

他にございませんか。鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

資料2の災害対応特殊水槽付き消防ポンプ自動車の更新について、長年整備を一生懸命行っていただいていたがまだ使用できるものですが、17年間または20万キロで更新ということですが、新しい車両はどのような場面を想定して使うのか、またそれまでの車両はどのような処分になるのか教えてください。

もう一点は資料4の清和地区拠点整備事業の耐震性の貯水槽ですが、使い道は消防水利と避難場所の生活用水ということですが、ここは令和元年台風の時に自衛隊も来ていただいて、命となる水を提供していただきました。災害時は人間一人あたり一日2.5リットルの水が必要ということですが、どのような基準で幅が4.2メートル、直径6.2メートルの貯水槽が設置されるということになったのか、人数的なものなのか、それとも避難の日数的なものなのか、その辺を教えてください。

(監物消防長)

今回、更新する消防車両につきましては、本署の消防隊の車両として運用します。今本署に予備車がございますが、他の車両の車検や故障した時などに運用します。今後は現在運用中の車両を予備車に、予備車を廃車にする予定です。

どのような場面で使用するかとすると本署の消防隊として主に火災現場等で使用します。水槽も積載しておりまして、水が不足しているところでも対応可能です。今ある予備車につきましては、オークションで公売する予定です。

防火水槽の大きさにつきましては、これは耐震性の防火水槽ということで地震が発生しても壊れないような構造になっております。

生活用水についてですが、もし何かあれば生活用水として活用できる作りにはなっておりますが、令和元年の房総半島台風の時のように停電により消火栓が使えないこともありましたので、その時は防火水槽が有効な水利となります。地域のためだけではなく、消防力を低下させない形で進めていきたいと思っております。

(鈴木委員)

資料2の消防車両に関しては水利がないような場面でも使用できる、そういう場面を想定して導入するということ、旧秋元小に関しましては、あくまで、消防水利を優先し避難場所としての生活用水としても活用できると。

あと資料5ではしご車、これは今回仮契約と思いますが以前、債務負担行為まで行った案件ですが、新人の委員もおりますので、そのところの説明をお願いします。

(安田次長)

はしご付き消防自動車の更新につきましては、令和4年度の当初事業で予算措置をされておりました。

しかしながら、令和4年2月にこのはしご自動車に使用するシャーシ部分の製造メーカー、こちらの方で排気ガス、燃費等の不正が発覚いたしまして、消防自動車に使うシャーシが出荷停止と認証取り消しとなり、令和4年度中の予算執行ができない状況が昨年度続きました。

その後、シャーシメーカーにおいて再度エンジン型式認定を取得して生産の出荷が再開されまして、今年度8月の議会において債務負担行為、補正予算の要求を行い、この度、入札仮契約までの運びになりました。2か年で実施する形となります。

(保坂委員長)

他にございませんか。

(鶴岡委員)

資料6の解体事業ですが、申し込み3社が撤退したということですが、撤退した理由は皆さん個々にあるのかもしれませんが、どんな理由で撤退したとお思いなのか、その点お聞きしたいです。

(安田次長)

入札は市役所管財課の方で実施いたしまして、業者での聞き取りの中で聞いているのは採算性のところで考慮し、入札を辞退したということで聞いております。

(鶴岡委員)

採算性ということは値段を上げれば行うということだと思いますが、折れずに待てばやってくれるはずですから、事を急ぐことをしないでほしいと思います。この420万円、ホースの鉄塔まで壊して機庫も壊して、大きさを見ると十分な予算はあると思いますし、必要以上に値段をあげて業者を設定しないようにしてください。必ずこの値段でどこか手を挙げると思いますので。

(保坂委員長)

ほかにございませつか。

なければ令和5年度主要事業の進捗についての説明を終わりにします。  
続きまして君津市消防団組織再編の現状について説明をお願いします。

(安田次長)

それでは君津市消防団組織再編の現状についてご説明いたします。消防団においては少子化や雇用環境の変化により団員の確保が困難になる中、不足が生じている分団の再編を進めるため、令和3年4月1日から消防団の組織再編を進めてまいりました。地域防災力の中核として欠かすことのできない消防団を将来に渡り維持していくとともに、消防団員が活動しやすい体制づくりと組織の強化を図ることを目的に消防団の再編を行っています。

これまでの取り組みとしては、令和2年度に喫緊の課題改善として第四支団と第五支団の一部を再編し、定員を960人から885人に改正しました。

翌年の令和3年度に令和3年から令和10年度を目標年度とする君津市消防団組織再編基本計画を策定しました。これに基づきまして令和4年度においては第三支団と第五支団の残りを再編し、定員を885人から808人に改正しました。

今年度の取り組みとしては君津市消防団組織再編実行委員会を今年度これまで2回開催し、その中で再編が未実施の第一支団もしくは第二支団について再編を進めていくこととしました。これについては再編の方向性を見極めるため9月に両支団と意見交換会を実施したところであります。今後どう再編を進めていくか適宜進めていくところでございます。

(保坂委員長)

ありがとうございました。組織再編の現状についてお答えいただきました。  
ほか質問ございますか。

(竹内委員)

第2項のこれまでの取り組みというところですが、これは決定事項で、もう決まっていることなのでしょうか？

(保坂委員長)

このことについてはもう終了しております。

(竹内委員)

決定事項ですか？

(保坂委員長)

決定事項というか、もうすでに終わっているということです。

もしご質問があるようでしたら、これ以降、また再編があるかどうかという質問となると思いますが。

(竹内委員)

わかりました。これはもう動かさないかなと思ひまして。

(保坂委員長)

質問があるとすれば、これ以降、再編のことをまたやりますかというご質問であれば。

(竹内委員)

この数字に対して疑問がありましたので、もう動かさないのかなと思ひまして。決定事項で終わっていることであればもうどうしようもないのです。

私の意見とすれば1個分団20人前後が適当な人数だと思います。これを見ると現在35人以上の分団が何個かありますので、例えば38人で1個分団にするのではなくて、それを半分にして19人ずつ2個分団にできないのかという疑問があつて聞いてみたところです。

(保坂委員長)

今の意見に対して、もう話し合つて終わっていると思ひますが、事務局として何か説明があれば教えてください。

(安田次長)

分団の定員数の考え方のひとつとして、再編をして複数の分団が一つになった時に人数を決めたとしたら、それ以上既存の団員数で定員をオーバーしたから減らさなくてはいけないという考えで再編を進めてはございません。消防団の新入団員がなかなか集まらない中での団員確保が課題ですので、そういったところは人員確保の観点から団員数を考えております。

(竹内委員)

この数字に対してこれ以上議論を重ねることは無意味でしょうから、これで中断します。

1人の分団長が団員を指揮監督する中で、特に災害現場であれば事故や怪我を想定して細かいところまで目を配らせて指揮しなければなりません。40人近い団員を1人の分団長もしくは役員がその人数でその40人を管理把握でき

るのがそもそも疑問であります。ですから私は20人程度が適当な人数であるという認識でいたので、今の質問をさせていただきました。ただ、この場でこれ以上議論を重ねてもこの数字でということなので意見は取り下げます。

(保坂委員長)

竹内委員の方から今後そういったこと形で統合があった時に、定員の考え方、そういうことについて安全管理が必要ではないかというご意見があったということで、その考え方について何か署の方で考えていることがありましたらお願いいたします。

(監物消防長)

分団数について1個分団を何人にするかということですが、分団の人数については当初、国が示す基準がありました。この区域の中で人口が何人いて消防団員が何人必要かという、その辺りを含めて人員の内容を確定していますので、ただ単に人数を合わせているのではなく、国が示した基準より算出しております。

(竹内委員)

上手く伝わらないようなので、もう一度言わせていただきますが、1個分団で40人ではなく、2個分団で40人であれば消防長のおっしゃる基準は満たすのではないかと。それでは難しいのかと思ひまして。

(監物消防長)

先ほど説明しましたが、団員数は2個分団が統合した地区の面積と人口を考慮した中で分団員数を決めています。

(鶴岡議員)

再編した分団が今一部、二部制となっております。第五支団でいいますと41分団と42分団が再編し41分団となり、28人ということになっております。

41分団1部、41分団2部ということで2部制に分かれていまして、41分団エリアを管轄するグループと42分団エリアを管轄するグループに分かれており、そこに副分団長がいて統率を取りつつ、分団長が1人いるという形になっています。

団員をしっかりと統率するには支障はないということになっておりまして、分団だけの名前が統合されているイメージで今のところはいいいと思います。

(鳥井委員)

私は第29分団の出身ですが、33分団、34分団の3個分団で統合となりました。

うちの従業員も29分団員をやっております、統合したことで10人ぐらいのグループができるようになって活動がすごく楽になったと聞いています。

災害などの際、詰所で待機する時も2、3人で待機するよりも5～10人で待機している方が安心はあると思います。それがメリットですね。

今後、人口が増える見込みがあれば見直すこと必要かもしれませんが、人が少なくなっていく中で、かつ仕事中心になにかあれば駆けつけるのが消防団員でありますから、私の経験も含めて話をさせていただきました。

(平野団長)

今、鳥井委員からお話がありましたが、山間部の団員の方々から苦しいから合併させてほしいという意見が非常に強い中で合併させてもらいました。

清和地区だったら19分団1部、2部として昔の機庫と車両をうまく使い回しながら活動しているのが現状です。

(保坂委員長)

団員の安全管理上から見ると竹内委員の意見も理解できますが、それぞれの地域の現状を加味しながら活動している状況ということですね。

他にございませんでしょうか、それでは質問がないようなので以上になります。ありがとうございます。

その他のことについては何かございますか。

(事務局)

それでは次第のその他について何かありましたらお願いします。

(竹内委員)

度々時間を取らせてしまいすみません、今年度の操法大会の件でございますが、操法大会は自由参加ということで出場しない分団が何個分団かありますが、私が思うに消防団とは昨今、消防現場では消防署の車両で消火活動する中で消防団が活躍する場面は交通整理や後片付けなど、その程度です。

林野火災で火災が広がっている場合は除きますが、消防団に期待することは同時多発的な災害が発生した時に消防署だけでは対応しきれないので、消防団が各地域に分散して消防活動を展開していく必要があるということで、その現場に指揮者である分団長や副分団長がいて、その人間たちが団員を使って消防活動するということです。

そのためには個々の分団員達の能力を把握しておく必要があります。消防団員は採用試験などがあるわけではありません。個々の団員の特性を把握するためにはひとつの目標に向かって回数を重ねた訓練が必要になります、それがないと現場指揮者は分団の個々の能力を把握できません。その中でその役割を果たしていくのが操法大会と操法訓練という認識しております。

なので、その操法大会が自由参加というのは如何なものかという意見がありますので、そのことに関してできれば、消防委員として操法大会は自由参加ではなくて強制参加、消防団員である以上、強制参加は当たり前だという形を推奨したいと思いい見いたしました。いかがでしょうか。

(安田次長)

令和4年度まではコロナの影響がありまして開催していませんでした。令和5年度においては、コロナが第5類に移行になりまして操法を再開いたしました。しかしながら操法大会をやるとなると消防団が集まって連日集合して訓練を行う中で、コロナ対策を考慮しなければならないということもあります。

消防団の方は日頃お勤め等をしている中で、感染の予防をしなければならぬので集合する場所に出ていけない方もいるのではないかとこの考えもございました。

一方で操法大会につきましては、団員確保において操法大会が負担というような意見もございました。その中で操法大会のあり方というものクロウズアップされております。委員のおっしゃるとおり操法というものは技術の基本ということで訓練はやっていけなくてはならないものと消防本部として考えております。

それを含めて操法大会のあり方は今検討しなければならないというところで、令和5年度については挙手制ということでさせていただきましたが、今後来年度以降の操法大会につきましては、操法は消防団にとって欠かせないものだとこのことで、消防団との協議の中で実施方法を検討していきたいと考えております。

(竹内委員)

股聞きなってしまうんですが、今年度の操法大会が自由参加になった経緯が一部の議員先生が操法を廃止させたいと意欲的に詰め寄った結果、自由参加に決めたという話を聞いておりますが、そういう詰め寄るような事態が発生したとしても消防委員としては操法を推進したいという決意をもってしていれば、もし詰め寄られてもそれに対して対抗し、対応できるのではないかと思いますけれども、私の個人的意見ですので、もし皆さんが同じ意見であればそうしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。



(小川委員)

今、操法大会についてのご意見をいただきましたが、私の考えでは仕事内容が多様化している中で皆さんの時間もなく、実際に訓練自体も大変だと思うんですよね。その中で操法大会を必ずやるというのは本筋なのかもしれませんし、やらなければならないのかもしれない。

しかしながら一番やらなくてはいけないことは技術の習得だと私は思います。技術を習得してはじめて大会に臨めると思うので、大会が目的ではないと思います。

ですから、各地域の分団の中で消防の技術面を上げるということで大会目的ではないということであれば、時間的な余裕も少しはできるのではないかと。

大会等々というのは今の時代には合わないのではないかとというのが私個人の意見です。

(竹内委員)

大会に固執するのを主目的にするのではなく、個々の団員の素行や能力を把握するために同じ目的をもって回数を重ねる訓練が重要であるという側面を持っていると思います。例えて言うならば高校受験や大学受験があるからこそ勉強を頑張るといふ、それによって学力を高められると思います。平成元年あたりではゆとり教育を行い、その中で子供たちの学力は事実上低下したということです。

要は強制力のハードルが低ければこういったレベルになるということです。大会に固執するのは違いますが、大会に出なくてよいというのは如何なのでしょう。

(監物消防長)

操法大会は大変重要でありますけれども、今年度は操法大会を実施して、令和6年度、7年度とやっていく予定です。皆さんの意見も伺って決定してきたところで、それまでの段階でも協議は進めてきておりました、この大会云々というところで、この点については皆さんの意見を聞きながら、令和6、7年度の大会に向けて進めていければと思います、この場所で今決定することは控えようと考えております。

(平野団長)

意見ありがとうございます。大会は行う予定ですが、内容につきましては団員の声を聞きながら考えていきます。よろしくお願いいたします。

(保坂委員長)

委員長として、その他という形で協議をしなければならないのですが、報告事項、その他であれば皆さんから様々なご意見をいただいて、しっかりとした采配をさせていただければという思いがございます。

もうひとつは操法大会について、これだけ皆さんからご意見を頂けるということであれば、団長も団員から様々な意見もいただいていると思いますので、次回の消防委員会の時にそういう話も内容に含めて、操法大会のあり方を皆さんとともに進めていければと思います。

一旦、この内容はこちらでお請けして次の議題に進ませていただいてもよろしいでしょうか？

(監物消防長)

大変恐縮ですが、お手元にある消防年報を御覧ください。

この消防年報は令和4年版として本市における消防本部、消防団の組織などの消防行政の現状と火災、救急、救助活動の概要を取りまとめてございます。

表紙をめくっていただいて3枚目に総括表というものがございます。表の左上となります。消防本部、消防署は昭和44年4月1日に設置され、職員定数17名で発足しております。

消防署の数につきましては、消防署本署1署を構えております。分署については小糸分署、上総分署、松丘分署の3分署で出動態勢を整えております。消防の職員数は160人、消防団は30分団とありますが、再編して現在28個の分団、そして女性消防分団、機能別分団を合わせて30分団になっております。団員数は738人です。

表の中段の火災件数につきましては、令和4年の1月から12月末まで29件、救急出動件数は4,949件、救助件数は41件となっております。右上は消防自動車や通信施設の現状の台数をまとめております。

次のページですが、目次となっております御覧のような分野に分かれています。初めに総務に関すること、それから消防団、予防、警防、火災、救急、救助、通信対応、いろいろな分野に分けて消防の概要をまとめておりますので、時間がある時に目を通していただければと思います。

先ほど救急件数が4,949件とありましたが、年々増加傾向にあります。令和4年11月14日時点の数が4,271件で、今年の昨日までの件数が4,772件と約500件増となっており、令和5年中は5,000件を超える見込みとなっております。

遡ると平成24年に救急出動件数が4,000件を超えました。平成24年から11年経過した今年については5,000件を超える見込みということで説明させていただきました。

救急出動について説明させていただきましたが、救急隊に限らず消防の体制は救助隊、消防隊、消防団の皆さんと協力し合って現場活動を行っております。市民の皆さんの生命、財産を守る崇高なる使命を達成するために消防本部、消防署、平野団長を中心とした消防団が一致団結して各種災害に対応しております。

消防委員の皆様におかれましては、これからの消防本部、消防署、消防団にどうかお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。

(事務局)

以上をもちまして消防委員会の一才を終了いたします。長時間にわたる慎重なご審議ありがとうございました。

大変お疲れ様でした。